

# 平成24年度

金額は1万円未満を四捨五入しています。●は新規事業です。

## 主な事業

### 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

●公共交通推進事業	1,859万円
●若者定住促進事業	1,000万円
●太陽光発電システム設置補助	600万円
●諏訪南行政事務組合(火葬場・ごみ処理)負担金	6,275万円
●合併浄化槽・排水処理施設補助	2,492万円
●資源物収集運搬・選別保管処理	765万円
●南諏衛生施設組合負担金	5,418万円
●建設資材支給事業	383万円
●道路除雪委託	400万円
●村単道路改良事業・用地購入	760万円
●社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備)	3,690万円
●交通安全対策	382万円
●護岸工事	400万円
●下水道事業会計負担金・補助金	25,500万円
●土砂災害・地震防災マップ作成	380万円
●空間放射線量測定	33万円
●自主防災組織防災倉庫整備事業	300万円

### 人と文化を育む村づくり

●中学生海外ホームステイ事業	338万円
●小中学校遠距離通学補助	150万円
●私立幼稚園通園・就園奨励補助金	154万円
●小中学校緊急時一斉連絡網システム	56万円
●中学校施設改修工事等	1,058万円
●小学校施設改修工事等	906万円
●学童クラブ運営	844万円
●ALT派遣事業	410万円
●放課後子ども事業	275万円
●地区館・分館施設整備補助(トイレ改修等)	630万円
●遺跡発掘調査費	1,122万円
●図書購入費	500万円
●阿久遺跡整備(都市再生整備)	538万円
●八ヶ岳美術館設備改修等	355万円
●社会体育館バスケットコート改修工事	113万円



### 環境と共生した活力のある村づくり

●村有林保育事業	1,311万円
●住宅リフォーム促進事業	300万円
●野菜花卉作期拡大事業	336万円
●農作物安値対策事業	1,167万円
●有機栽培産地確立事業	300万円
●新規就農後継者育成支援事業	120万円
●有害鳥獣被害対策協議会補助	1,940万円
●中山間地域直接支払制度補助	3,955万円
●農地・水・環境保全向上対策助成金	144万円
●農業再生協議会補助(農業者個別所得補償)	270万円
●環境保全型農業直接支払交付金	264万円
●県営中山間総合整備事業	150万円
●県営農道保全整備事業	2,500万円
●県営かんがい排水事業	875万円
●土地改良施設維持管理適正化事業	243万円
●農地流動化補助(村単)	400万円
●村単森林造成事業(嵩上げ補助)	180万円
●村産材活用事業	200万円
●勤労者生活資金預託金	1,000万円
●商工業者活性化事業補助	130万円
●商工会事業運営補助	540万円
●制度資金補償料補給金	1,000万円
●中小企業振興資金利子補給金	700万円
●中小企業振興資金預託金	15,000万円
●観光情報提供等(緊急雇用)	445万円
●八ヶ岳観光圏&八ヶ岳周遊バス負担金	190万円
●観光協会支援事業	346万円
●もみの湯エコキュート導入	315万円
●縦の木荘、もみの湯施設等改修	1,078万円
●森の小径案内看板設置工事(都市再生整備)	495万円
●別荘地内消火栓ボックス取替	207万円
●震災雇用対応事業(振興公社)	500万円
●自然文化園施設改修等	289万円
●文化園眺望確保事業(都市再生整備)	276万円
●文化園太陽光パネル設置(都市再生整備)	2,600万円

### 計画推進の方策

●諏訪広域連合負担金(経常経費)	574万円
●おらほうの村づくり事業	400万円
●地域イントラネット運営	1,081万円
●各区交付金	610万円
●東日本大震災避難者受入れ	259万円

### 健康と幸せを誇れる福祉の村づくり

●結婚活動推進事業	109万円
●生きがいデイサービス事業	135万円
●地域活動支援センター委託事業	617万円
●障害者自立支援法関係扶助	10,045万円
●諏訪広域連合負担金(八ヶ岳寮)	368万円
●地域福祉推進事業	597万円
●医療費特別給付	12,804万円
●国保特別会計繰出金	9,136万円
●高齢者等生活支援(福祉輸送サービス、ホームヘルパー等)	1,502万円
●老人施設入所措置費	1,388万円
●敬老年金(村単)	601万円
●運動機能向上等 二次予防事業	367万円
●地域包括支援センター委託	340万円
●配食サービス事業(高齢者)	540万円
●介護保険関連 広域連合負担金	8,683万円
●後期高齢者医療広域連合負担金	6,636万円
●後期高齢者医療特別会計繰出金	2,108万円
●保育所広域入所委託料	487万円
●子育てフォローアップ事業	327万円
●障害児通所支援事業	400万円
●こども手当	14,325万円
●保育所屋根塗装	600万円
●通園補助	158万円
●子育て支援特別事業	3,709万円
●諏訪中央病院組合負担金	5,500万円
●人間ドッグ・特定健診補助	178万円
●予防接種委託(インフルエンザ・子宮頸がん等)	1,289万円
●妊婦・乳幼児検診等委託	699万円

い、広域連合に  
対して保険料等負担金を  
納付していま  
す。予算総額  
は前年度より  
7・8%増の  
6900万円  
を計上しまし  
た。この財源  
として主なもの  
は保険料及び  
一般会計繰  
入金です。

国民健康保険事業勘定特別会計  
歳入歳出予算の総額は、医療費の伸びを考慮し、前年度に対し4・6%、4200万円増の9億5900万円となりました。歳入では、国民健康保険税の税率等を改定し前年度より32・1%、6189万円増の2億5452万円を見込み、他の財源として国庫支出金1億8512万円、前期高齢者交付金1億9425万円、繰入金9136万円を計上しました。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計  
歳入は、若い年齢層や生活習慣病等の緩やかな受診数増加による診療報酬収入の増、加えて予防接種収入の増で、前年比5・9%増の7461万円を見込みました。

有線放送事業特別会計  
平成24年4月1日から行政チャンネルデジタル放送を開始するため、放送基幹設備の賃借料として435万円、同設備の保守委託料として558万円、デジタル放送用の新文字放送システム構築費用として140万円、新放送法の「放送内容を3ヶ月以上保存する義務」に対応するための法定同時録画機器購入費用に、49万円を新たに計上しました。

後期高齢者医療特別会計  
後期高齢者医療制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。村では特別会計で被保険者証や資格証明に関する申請・届出の受付事務や保険料の徴収事務を行

水道事業会計  
平成24年度の主な事業としては、配水管布設替工事(南原判之木地区)3116万円、第5水源実施設計に1780万円、水道事業経営変更認可申請書作成に1100万円を計上しました。

### 特別会計・企業会計

者支援金に1億3734万円、特定健診・特定保健指導等や保健予防事業の推進を図るため保健事業費に1726万円を計上しました。

歳入歳出予算の総額は、国保直営診療施設基金に2000万円を積み立てる等により、前年より2600万円増額の1億2000万円となりました。

460万円増額し、予算総額は前年度に対し630万円増の3750万円となりました。

予算総額では、収益的収入は対前年度276万円増の1億5893万円、収益的支出は対前年度418万円増の1億4520万円、資本的収入は下水道事業からの償還金で前年度と同額の2400万円、資本的支出は工事請負費の大幅な減額により対前年度8916万円減の7728万円となりました。

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24・25年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり保険料率を改定します。保険料額は6月下旬に決定し、村から7月に決定通知書をお送りします。

<b>均等割額</b> 被保険者一人あたり <b>38,239円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 × <b>7.29%</b>	=	<b>年間保険料</b> (上限額55万円) <small>※年間の保険料総額については100円未満切捨て</small>
--	---	--	---	---

※保険料率は、2年間の医療給付費を推計して、2年ごとに見直されます。

保険料増加抑制のための対策

財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制(約6億6千万円)

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加など、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成24・25年度の保険料率の改正にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金の積立金を増額したうえで広域連合に交付いただき、保険料の増加を抑制することを予定しています。

左記の対策により、  
 均等割額 **1,153円分**  
 所得割率 **0.25%分**  
 が増加抑制されています。

保険料の軽減

引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します。

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下 の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	9割軽減	3,823 円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	5,735 円/年
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下の場合 ※単身世帯の方は、該当しません。		5割軽減	19,119 円/年
33万円+(35万×世帯主以外の被保険者数)以下の場合		2割軽減	30,591 円/年

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。



問い合わせ先

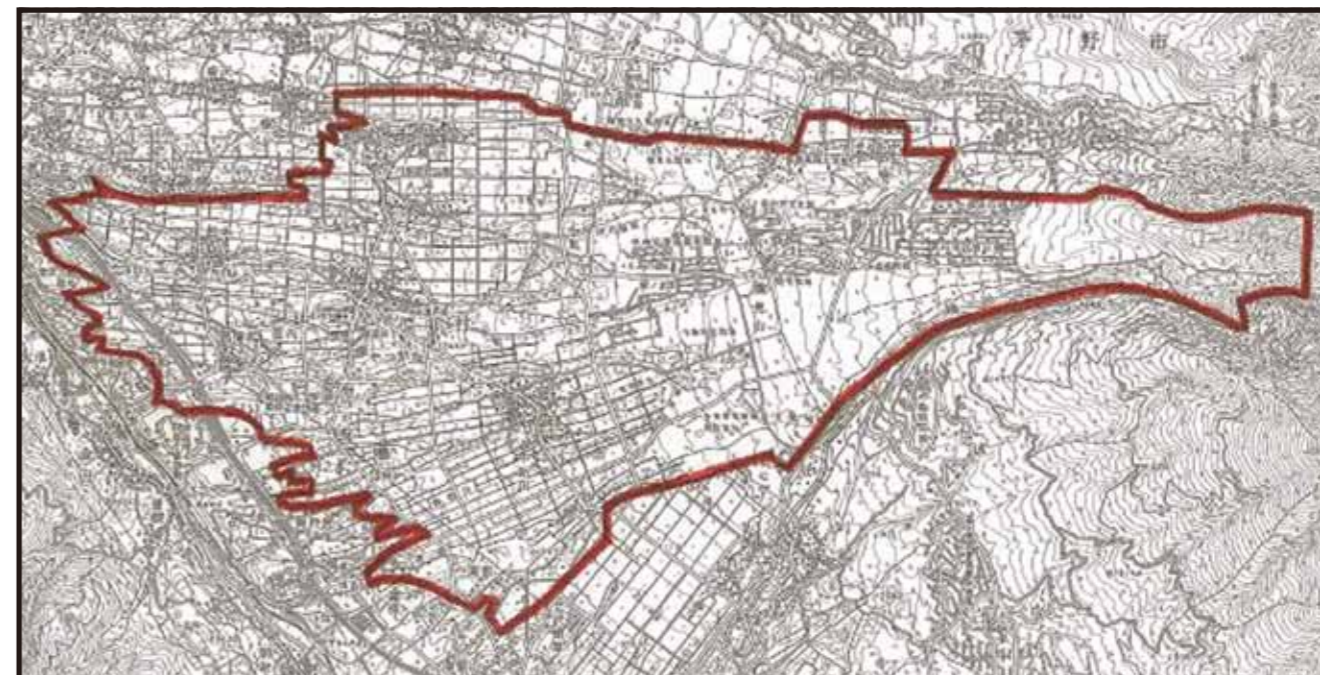
保健福祉課医療給付係 電話 79-7925  
 長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

有害鳥獣駆除を行います!

実施期間:平成24年4月~平成25年3月

有害鳥獣の駆除を次の範囲で行います。有害鳥獣駆除は、農作物や生活環境を守るための大切な作業です。人手を掛けて、追い払いなどを行い、住宅付近では、銃器等は使用しませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

【有害鳥獣(シカ・イノシシ)捕獲区域図】



問い合わせ先

茅野警察署 電話82-0110 諏訪地方事務所林務課 電話57-2919  
 原村警察官駐在所 電話79-2806 農林商工観光課農村整備係 電話79-7932

住宅などの新築・増築・改築の際には事前に届出を

住宅などの建築物を新築、増築、改築する場合は、用途・規模により、建築確認申請書や建築工事届の提出が必要です。必ず事前に届出をしましょう。

■建築確認申請が必要な建築物

建築物の種類	規模
共同住宅、病院、店舗等の特殊建築物	用途に供する部分の面積が100平方メートルを超えるもの
木造の建築物 (いずれか1つ以上に該当するもの)	・階数が3以上のもの ・延べ面積が500平方メートルを超えるもの ・高さが13メートルを超えるもの ・軒高が9メートルを超えるもの
木造以外の建築物 (いずれか1つ以上に該当するもの)	・階数が2以上のもの ・延べ面積が200平方メートルを超えるもの

※建築確認申請が必要ない建築物についても、建築工事届の提出が必要です。

■建築確認申請書および建築工事届の提出部数と必要な添付書類

	提出部数	公図写し	付近見取図	建物配置図 平面図・立面図
建築確認申請書	3部	3部	3部	各3部
建築工事届	2部	2部	2部	各2部

※建築確認申請書および建築工事届の様式については、長野県ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/> からダウンロードしてください。

問い合わせ先 建設水道課環境係 電話79-7933



祝卒業・卒園

3月16日に原小学校、17日に原中学校、20日にこひつじ幼稚園で卒業式が、24日に原村保育所で卒園式が行われました。小学校63名、中学校59名、こひつじ幼稚園17名、保育所81名がこれまで過ごした校舎や園舎から巣立ちました。

小学校では、卒業証書の授与に続き、加藤校長が、「思うようにいかない時は、校庭のケヤキを思い出し、太い根っこ張り、一歩踏み出してください。」とエールを送りました。

中学校では、卒業生代表の小林直樹さんが「こへ戻って来た時に恩返しができるように精いっぱい頑張ります。」と答辞に感謝と決意を込めていました。

こひつじ幼稚園では、先生が卒業生一人ひとりに「あなたがこのチャンピオンです。」と元氣な笑い声がみんなのパワーになりました。など声をかけ、幼稚園生活を振り返りました。

保育所では、三井園長が「たくさんのお思い出をありがとう。今の輝きのまま、ピカピカの一年生になってください。」と卒園児たちに声をかけていました。

地域の民生委員さんをご存じですか

民生委員は、常にみなさんの立場で相談に応じ、必要な援助をします。困ったことや悩み事は、下表の地区の民生委員さんにお気軽にご相談ください。

氏名	担当地域
鎌倉 房子	児童担当(全村)
篠原美代子	児童担当(全村)
森 陽一	原山
小笠原由美子	ペンション、原山
武田 廣美	上里、原山(長者池)
宮坂 幸子	中新田(1~6、20、22常会)
伊藤 栄子	中新田(7~12、21常会)
菊池 泰文	中新田(13~19常会)、原山(南)
藤森 美智	判之木、南原
門口 民雄	やつがね
小平きく代	室内
五味 勇吉	菖蒲沢
平林 佑一	柏木(村道1001号線下)
清水 せつ	柏木(村道1001号線上)
鎌倉美紀子	払沢(10~14常会)
日達 一穂	払沢(5~9、15常会)
堀内加代子	払沢(1~4、16~19常会)
小池 寛	八ッ手(5~8常会)
行田 忠雄	八ッ手(1~4常会)
清水 一義	柳沢(公民館下)
小池 春子	柳沢(公民館上)、農場
真道 弘雄	大久保

問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係 電話 79-7092

# 2012年5月21日(月)

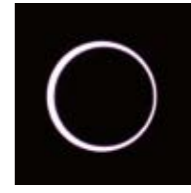
日本では25年ぶり!  
原村では173年ぶり!!

## 金環日食をみよう!

2012年5月21日に金環日食が日本国内の広い範囲で見ることができます。すばらしい天文現象ですが、油断は禁物!太陽の光は強烈ですので直接見 はいけません。広報はら4月号と一緒に お配りした日食観測メガネをお使いください。

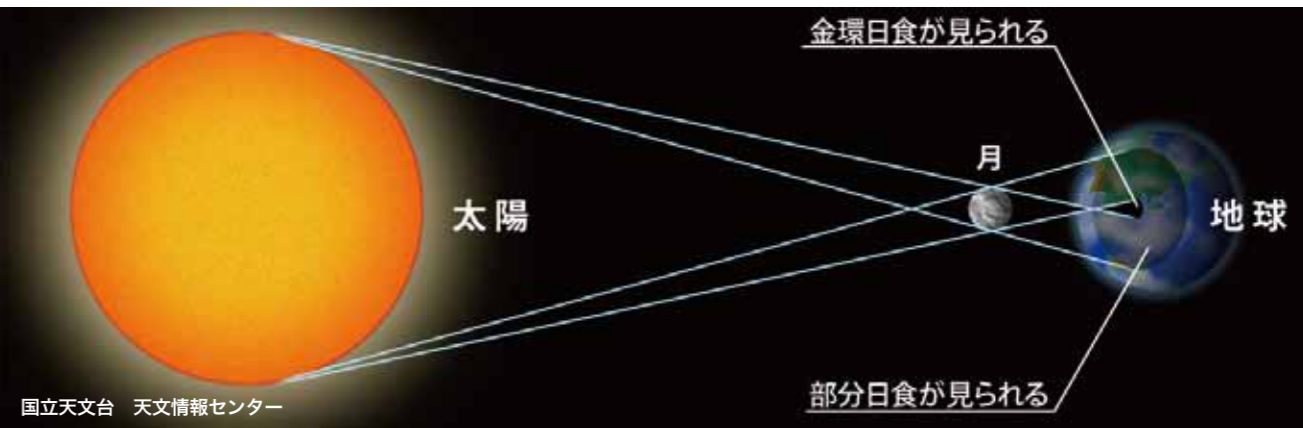
金環日食とは

日食は太陽が月によって隠される現象です。月の一部分が太陽と重なるとき、部分日食になります。月が太陽を完全に覆い隠すと皆既日食になります。また、太陽・月・地球が一直線に並んでも月の見かけの大きさが太陽に比べて小さいと月が太陽を隠し切れず月のまわりから太陽がはみ出します。これを金環日食といいます。



原村では

日食はじまり 朝6:19分  
金環日食はじまり 7:32分  
~継続 3分22秒間~  
金環日食おわり 7:35分  
日食おわり 9:00分



日食中の木漏れ日の形に注目!! 日食観測グラスは、うちわ型、メガネ型、カード型など数多く市販されています。



太陽を直接見 はいけません!

金環日食の最中も含め、どんなに太陽が欠けた状態でも、太陽をそのまま直視してはいけません。太陽の光はひじょうに強く、肉眼で直接見つめると、わずかな時間であっても目を傷めてしまう危険があります。また、日食観測グラスの代わりになると思われがち、色つき下じき、すすを付けたガラス板、色ガラス、サングラスやファッション用グラス、ゴーグル、感光したカラーネガフィルム、カメラ用のND(減光)フィルター、重ねた偏光板などを用いることは、適切な減光が得られないことや、目には見えない有害な光線が目の奥に届いて網膜を傷つけてしまうおそれがあり、たいへん危険です。これらを日食観測グラスの代わりに用いて太陽を見ないようにしましょう。

問い合わせ先 八ヶ岳自然文化園 電話74-2681